

令和5年9月号

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1221
長野市松代町東条 3116-3
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540
e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com



令和5年度最低賃金額 全国平均で初の1,000円超え



◆目安はAランク 41円、Bランク 40円、Cランク 39円

7月28日、中央最低賃金審議会では令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、Aランク 41円、Bランク 40円、Cランク 39円に決定しました。引上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給 1,002円と、初めて1,000円を超えました。

これを受けて全国の地方最低賃金審議会では議論が始まり、8月7日には東京都では41円引き上げて1,113円、また秋田県では過去最高の上げ幅となる44円引き上げて897円とするよう答申した、と報じられています。

◆引上げ額の目安が4.3%を基準として検討された理由

政府の方針や賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費を総合的に勘案して4.3%が基準とされましたが、目安の議論を行ってきた公益委員見解では、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、特に労働者の生計費を重視した目安額としたとされています。また、この目安額が中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない、ともしています。

◆厚生労働大臣が中小企業・小規模事業者に対する支援策に言及

中央最低賃金審議会の答申において要望のあった、業務改善助成金の対象事業場拡大等について、加藤厚生労働大臣は8月8日の記者会見において、できるだけ早期に行うよう検討を進め、検討内容を踏まえて後日発表したいと表明しています。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html

※ 長野県最低賃金額は時給 948円となります。(2023年10月1日より)

令和4年度労基署の監督指導結果&指導事例

厚生労働省より、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労基署が実施した監督指導の結果が公表されました。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に行われたものです。指導事例等も公表されているので、概要を紹介します。



◆監督指導結果のポイント

- (1) 対象期間：令和4年4月～令和5年3月
- (2) 対象事業場：33,218件
- (3) 主な違反内容((2)のうち、法令違反があり是正勧告書が出された事例):
 - 1 違法な時間外労働があった：14,147事業場（42.6%）
 - 2 賃金不払残業があった：3,006事業場（9.0%）
 - 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施：8,852事業場（26.6%）

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)	33,218 (100%)	26,968 (81.2%)	14,147 (42.6%)	3,006 (9.0%)	8,852 (26.6%)
主な業種	商業	8,395 (25.3%)	3,291	733	2,528
	製造業	5,782 (17.4%)	2,802	468	1,254
	保健衛生業	3,415 (10.3%)	1,396	255	794
	接客娯楽業	3,369 (10.1%)	1,491	423	1,178
	建設業	3,228 (9.7%)	1,450	337	874
	運輸交通業	2,177 (6.6%)	1,319	220	503
	その他の事業 (注6)	3,644 (11.0%)	1,348	305	875

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
 (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
 (注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反〔時間外労働の上限規制〕の件数を計上している。
 (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
 (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
 (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

厚生労働省 資料より

◆指導事例のポイント

違反内容で4割超を占め、違法な時間外労働が行われていたとして、労基署が行った主な指導事例を紹介します。

- ◇長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告
- ・労基法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告
- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◇時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと
 - ・時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、かかる時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告
- ◇休日労働に対する割増賃金を支払っていないこと
 - ・休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告
- ◇衛生委員会における調査審議等がされていなかったこと
 - ・衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告
 - ・1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導
- ◇深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していなかったこと
 - ・深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000969975.pdf>

□□□今月のことば □□□

そもそもの思想とはどういうものかと言いますと、思想も宗教も含めまして、ひとつの観念だと私は考えています。

観念とは、うそであります。

フィクションですね。

.....(中略).....

思想というものは、どうやら非常に飢えている時代に必要ですね。

人類は歴史が始まって以来、飢えっぱなしであり、日本も最近まで飢えっぱなしだったわけではありますが、どうも飢えている時代のために必要である。

あるいは、悲しいことがいっぱいあるときですね。母親は飢えて死んだ、父親は失業しているといった時代に、ひとつの宗教なら宗教、社会思想なら社会思想というものができあがる。

.....(中略).....

しかしこれからは、思想というものに対する尊敬心は、むしろ捨てたほうがいいのではないか。

捨てたほうが人類にとって幸福ではないか。幸福かどうか知りませんが、少なくとも思想からの災害を受けずにすむのではないか。最近はそんなことを思っています。

『司馬遼太郎 全講演 [1] 1964-1974』 うその思想 著 司馬 遼太郎

🌸🌸🌸事務所よりひとこと🌸🌸🌸



先日、今年の5月から7月にかけて行われたWEBウォーキング大会の目標達成賞の種なし巨峰が自宅に届きました。2カ月で36万歩の目標達成のために、大会の期間中は1日6000歩以上歩くことが頭の中を占め、6000歩どころか全く歩数がいかなかった日は焦りばかりで、健康チャレンジと銘打ってあるのに、前回の挑戦同様、期間中は一喜一憂、歩く歩数にストレスを感じる日々でした。

そんな苦労？を乗り越えて届いた巨峰に喜びもひとしおでしたが、私の口に入る前に子供たちに先を越され、ゆっくりと味わう暇なくあっという間になくなってしまいました。

大会が終了した今、1日のウォーキング歩数は3000歩を超える程度ですが、今ならストレスを感じることなく歩けるので、健康チャレンジとして楽しみながらウォーキングに励みたいと思います。 (高橋)

【お知らせ👉】 ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

◆最低賃金額が変更となります◆

長野県最低賃金は令和5年10月1日より948円/時間に改正されます。

最低賃金は、時給・日給・月給その他を問わず、すべての労働者に適用されます。時間額のご確認をお願いいたします。

◆社会保険料のご確認をお願いします◆

算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定となりました。

後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、

10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、
社会保険料の変更をお願いいたします。

◆社会保険 月額変更◆

令和5年4月より、中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する賃金の割増率が50%となっています。これに伴い、社会保険の標準報酬月額の随時改定が必要な場合があります。4~6月のうち1月でも時間外労働が60Hを超えた方は、4月1日を含む給与計算期間に対する賃金が支給された月から3カ月間の賃金額をみて、随時改定が必要かどうかを確認する必要があります。

通常の随時改定とは対象とする3カ月が異なります。